

## <2020年度決算認定に対する反対討論案>

2021. 11. 30

日本共産党議員団を代表して、認定第1号、第2号、第3号、第4号、第7号および第8号に対する反対討論を行います。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による未曾有の社会的危機のもと、自治体の役割が強く求められました。

年度当初から緊急事態宣言が発出され、小規模事業者やひとり親家庭に対する激励給付金、コロナ対応で奮闘する医療・介護サービス・障害福祉サービス・保育・学童保育従事者への応援給付金など、市独自に支援策を講じられたことは評価するものです。

しかし、国は、専門家が求める検査拡大や医療体制強化には消極的な一方で、効果の薄いアベノマスクの一斉配布やGoToキャンペーン、オリンピック、パラリンピックなど感染防止に逆行する政策を強行したことで、断続的に感染爆発の波が押し寄せ、深刻な医療崩壊をおこし、市民生活や非正規労働者・フリーランス、中小事業者の営業にはかつてない大きな打撃を与えました。

こうした市民の窮状をまえに、摂津市としてとってきた対策は決して十分なものとはいえません。

第2、第3の応援給付金給付、感染不安がひろがるエッセンシャルワーカーに対する定期的検査の実施、市民に対するPCR検査の抜本的な拡大、公衆衛生や医療体制強化への取り組み、医療崩壊時に頻発した自宅療養者への生活支援など、日本共産党議員団は、市民から寄せられたさまざまな要望を8回にわたり市長に申し入れてきましたが、実施に至っていません。財源がなかったわけでは決してありません。

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が約 7 億 4200 万円交付されたことで、市独自のコロナ対策の財源は一定確保され、摂津市の持ち出し、一般財源は、交付金実績報告によればわずか 3800 万円。交付金事業計画に含まれない独自事業を合わせても 1 億 4300 万円でしかありません。

令和 2 年度の主要基金残高は約 1 2 億円増やし、市債残高は逆に 1 億 7000 万円も減らしています。自然災害やコロナ危機など未曾有の社会的危機の際、基金を取り崩してでも市民生活や地域経済を守り支えることが身近な自治体として求められる責任ではないでしょうか。

現在、感染者数が急激に減少し緊急事態が解除されていますが、第六の波の到来が危惧されています。今からでも、国や大阪府に対して、病床削減など逆行する政策を改め抜本的な対策強化を行うよう強く求めるとともに、住民の福祉の増進という自治体本来の役割、責任をもっと果たしていくべきであると申し上げ、以下、反対理由を述べていきます。

まず、情報公開、市民参加についてです。

摂津市の重要な計画策定時における情報公開と市民参加をもっと拡大すべきです。烏飼まちづくりランドデザイン策定にむけた意見聴取先は限定的でランドデザインの知名度そのものはとても低いと言わなければなりません。また第 4 期男女共同参画計画の策定にむけた市民意見調査の回答率は 20%台。前回調査を大幅に下回っています。

どちらもコロナ下という悪条件があったとしても、摂津市と市民にとって重要な計画を生きたものにするためには市民参加は欠かせません。情報公開と

市民の意見を聞く場と回数をさらに広げ計画に反映することを求めます。

次に、第三者委員会の報告についてです。

相次いだ不祥事をうけて、取りまとめられた事務執行適正化第三者委員会の報告で、ミスの背景に市役所内の事なかれ主義、隠蔽体質とともに職員の情報共有やコミュニケーション不全があると指摘されました。また、その報告書の内容が事前に外部に流出していたと指摘されるなど、市役所の中にドロドロとした疑心暗鬼が渦巻いているとも受け止められかねない事態が生じています。事務上のミスの再発防止については、チェック体制の強化や人事異動の工夫など対応がとられ始めていますが、職場内における情報共有やコミュニケーションの問題は簡単ではありません。まず、今の職場の現状、問題点を幹部が認識し、共有し、職員全体に見える形で範を示すべきです。職員が全体の奉仕者として、仕事に誇りを持ちいきいきと働ける市役所にするよう幹部職員自らがその環境改善にとりくんでいくよう強く求めます。

次に、市民のくらしを守る施策について3点述べます。

1点目は、国民健康保険についてです。

2020年度は国保都道府県化の3年目、大阪府国保運営方針の見直しの年でした。保険料は自然増分だけでなく統一化へ向けての値上げ分を含め、ひとり当たり年間110,207円、前年より5,260円の値上げでした。所得200万円40歳台夫婦と子ども二人の世帯では、ついに年間40万円を超え、所得の約5分の1以上が保険料で消えることになりました。摂津市は、予算の時は、大阪府の示す保険料よりも引き下げるため、国保基金を5000万円取り

崩し、一般会計からも 1000 万円繰り入れると言いましたが、決算を見ると、保険料抑制のための繰り入れは 0 円。基金は取り崩しどころかさらに積み上げて、4 億円を超えました。前年度同様、値上げを繰り返す一方、市民のお金を吸い上げて国保基金をどんどん増やしています。国保会計は黒字、基金は増加という現象は摂津市だけでなく、府下市町村がみな同じ状態です。何が原因なのでしょう。今回の運営方針見直しの中で、右肩上がりだとされていた医療費総額が実は 2015 年度以降下がっていたことが明らかになり、それをもとに医療費推計も下方修正されました。そもそも大阪府の示してきた保険料率が実態に沿ったものではなかったということではないでしょうか。大阪府はこの秋の国政選挙の期間府議会が止まり、市町村の決算審査の時点で決算を公表していませんが、30 億円ほどの黒字だそうです。決算もきちんと示さないで、国保財政の大元を預かる保険者として大変無責任だと言わざるを得ません。方針見直しのための市町村の意見聴取では、これ以上の値上げは市民に説明がつかない、統一化を遅らせるべきだという声がいくつも出ました。摂津市も、一方的に値上げを押し付けてくる府内統一化にきっぱり反対し、これ以上の値上げをやめ、市民が払える保険料に引き下げを求めます。

2 点目に、介護保険についてです。

2020 年度は介護保険第 7 期の最終年であり、第 8 期の計画を立てる年でした。第 6 期の最終年度の基金積み上げ額は、次の期の保険料の財源にしないとの対応でしたが、今回は最終年度も含め、基金は全額保険料引き下げに入れるとのこと。しかし、そういった対応をしても、第 8 期の計画は保険料値上げとなり、本人非課税の基準額で、月額 6,280 円、年間 75,360 円

となりました。高齢者人口の増加に伴い、介護給付が増加するのは当たり前のことですが、それを保険料の値上げで補うことは限界を迎えています。必要な給付を抑えれば、重症化を招き、さらに給付費が上がることとなります。予防事業に取り組み、認定審査をしっかりと行い、簡易なサービスでなく、必要な人を必ず専門的なサービスにつなぐことをしつつ、保険料以外の財源を確保することが必要です。法的に何も問題のない一般会計からの繰り入れを行うことを強く求めます。

3点目に、環境を汚染するPFOAの問題です。

発がん性・低体重児出生・発達毒性などが指摘される有機フッ素化合物PFOAの汚染が摂津市内に広がり、市民の不安が高まっています。水環境における国の暫定目標値は1ℓ当たり50ngですが、2020年度の大阪府の調査で一津屋地域の地下水から最高22,000ngが検出されました。排出源からの広がりを調べる国の調査では安威川以北の地点からも170ng検出され、ダイキン工業の周囲で広範囲に汚染が広がっていることが明らかになりました。市は未だに、飲み水は大丈夫だというばかりですが、市民が独自に研究者に依頼した調査では、水だけではなく土壌や農作物、人体からも高濃度のPFOAが検出されています。国会でも我が党の山下よしき参議院議員の質問に、当時の小泉環境大臣が「ダイキン工業における対策について、大阪府、関係自治体と連携・注視し、土壌や健康についても研究していく」との答弁を行い、大阪府は国に対し、今年7月土壌や農作物、健康についても調査し、指針を作るよう求める要望書を国に提出しました。摂津市は、市民の不安に答え、市民のいのちと健康を守る立場に立ち、まだ調査が行われていない地域の水質

調査をはじめ、水質汚染の広がる地域で土壌・農作物、市民の健康についても独自調査を行うべきです。そして、国・大阪府、ダイキン工業に対し、解決のための対策を求めることを強く要望します。

次に、JR 千里丘西地区再開発事業と阪急連続立体交差事業についてです。まず西地区再開発についてです。昨年度は、一昨年 10 月の都市計画案に対する 105 件の意見書提出や最初の行政手続きである都市計画決定を受け、事業計画策定に向けた取り組みが行われ、昨年 6 月 30 日に事業計画が決定されました。私ども日本共産党は、この間、関係権利者にとって、これからの将来の生活が成り立つように、都市計画法第 74 条の生活再建措置の規定を生かし、市独自の対策を強く求めてきました。同時に、多額の予算が投入される計画に対して情報公開と住民合意を基本に、身の丈にあった内容にすべきだと申し上げてきました。

これから権利変換計画の策定作業の中で、関係権利者の様々な要望を受け止め、きちんと市独自の生活再建策を実行することを求めます。

阪急連続立体交差事業については、改めて、私権に関わることで担当職員にとっても大変な苦労もあると思いますが、それぞれの様々な人生とそして今後に関心を持っているという自覚を持って、寄り添った対応をされることを求めます。

次に、上下水道事業について述べます。

かねてより北摂で一番高い上下水道料金の引き下げ、負担の軽減を求めてきたところですが、新型コロナの緊急対策として7月から10月分の4か月、

水道基本料金の減額がおこなわれたことについては評価をしています。摂津市は、一般会計からの繰り入れについて非常事態における例外的なことだと1回限りの対策とされましたが、多くの自治体で取り組まれ大阪広域水道企業団においても料金引き下げがおこなわれています。また、大阪市ではコロナの影響で休業を余儀なくされ売り上げの減少が大きい飲食店などにも減免がおこなわれました。

施設の老朽化対策、耐震化や管路の更新等必要な対策は進めつつも、一般会計の繰り入れで料金引き下げを再度取り組まれるように求めます。

次に、子育て教育分野において5点述べます。

1点目は、子どもの貧困対策についてです。

新型コロナの影響による約1か月半に及び臨時休校や保育所等でも度重なる休園が余儀なくされ、子育て世帯での収入減少は子どもの生活・成長を脅かすものと言えます。国の制度としても繰り返し臨時特別給付金が実施されたことから、子育てを社会全体で支えていく仕組みがさらに求められていると考えます。市の独自支援として1万円の商品券発行や6～8月の小学校給食費の無償化、中学校給食の10食分補助などが取り組まれましたが、一方で子ども食堂や子どもが参加する地域の行事もなかなか行えない中で、子育てに困難を抱えている家庭の実態は見えにくくなっているといわなければなりません。摂津市で起きた3歳児虐待死事件への真摯な検証が現在行われているさなかだと思いますが、コロナ禍で虐待等が増えているともいわれています。子育て世代包括支援センターが立ち上がる中で支援が必要な家庭にさらに親身な相談や情報提供と制度の活用につながるような体制を求めておき

ます。また、小中学校でひとり1台のタブレットパソコンの貸与がおこなわれる中、家庭でのインターネット環境の整備などもおこなわれましたが、通信費については今年度から保護者負担となっています。就学援助の対象にする等、教育格差を招くことにならないような対応を求めます。

2点目は、待機児童解消と公的責任の在り方についてです。

就学前教育と保育の無償化の影響もあり、保育需要も増大しています。そうしたもとで、摂津市では子育て支援センターと別府、鳥飼の3か所を認定こども園化で集約し、せつつ幼稚園の民営化・認定こども園化を決定してしまいました。この決定は、幼稚園を希望するなら民間へ、そして公立施設はたったの3カ所に集約してしまうというもので、これで公立園のイニシアチブや公的責任が果たされるかといえ、甚だ疑問に感じざるを得ません。

また、待機児童解消に向けて、施設を作り定員を増やしても保育士不足で、施設定員を下回る受け入れしかできない状況が続いています。民間園での保育士採用に1人10万円の支援金が用意されるなどの取り組みが行われたものの、保育士不足は続いています。コロナ禍による職場環境の実態等を踏まえ、待機児童解消、保育の質の確保、向上、保育士の処遇改善、保護者の保育ニーズなど、民間任せにはせず、公的役割をあらためて重視するとともに、保育、子育てに対する責任を果たす方向へ転換するよう求めます。

3点目は、学童保育の課題についてです。

2020年度より市内3つの小学校の学童保育室が委託に切り替わりました。実施前は議会でも議論を重ねてきましたが、切り替えの時期とコロナの臨時



休校が重なり、その後の検証等は十分にやれていないというのが実態ではないでしょうか。また、土曜日保育や高学年学童の実施などの課題も棚上げになっています。学童保育事業は生活の一部であり、家庭に代わる重要な居場所で、年々ニーズも高まっています。「子ども子育て支援計画」にも掲げられた更なる制度の改善と民間委託ありきではない指導員の確保と拡充を求めます。

4点目は、中学校給食についてです。

「デリバリー方式選択制給食」の委託契約がおこなわれ、現行方式ではとても継続していけないという矛盾も明らかになり、教育委員会の方針として「全員給食」が出されたことについて、一歩前進したと評価をしています。しかし、「センター方式」で行うと言いながら、現状では建設用地も定まらず土地が決まってから5年後の実施というスケジュールはあまりにも遅すぎます。「摂津市立学校給食実施方式等の検討に係る調査業務」の調査結果では、「現状の教育環境に手を加えずに」という前提で「自校方式は無理」と結論づけていますが、それをもって不可能だとは言えません。小学校給食で培ったおいしい給食のノウハウを生かすという点からも、「自校方式」もしくは「親子方式」との組み合わせでの早期の実現を検討するように求めます。

5点目は、教育環境・少人数学級についてです。

年度当初のコロナによる臨時休校とその後の分散登校における実践が、文科省を35人以下の少人数学級実施に動かす引き金となりました。しかし、毎年1学年ずつ引き上げていくというのでは遅すぎます。密を避け子どもの健康を守ることはもちろん、学習面でも生活面でもメリットの大きい小人数

学級を直ちに全学年でというのは緊急の課題です。一人一人の子どもの成長や発達を保障する教育環境をつくるため、また抜本的に教職員の超多忙化を解消するためには、教員定数増が欠かせません。摂津市として、補助職員など独自の人員補償を行われていることは評価をしますが、国・府に対してその実現を強く求めると同時に、市独自でも教職員を採用し、ダブルカウントによる学級編制など少人数学級を広げるよう強く求めます。

最後に、憲法を守り、平和を守る自治体としての在り方についてです。

まず、マイナンバー制度の問題についてです。

摂津市が市民のマイナンバーカードを紛失し、それを隠蔽、議会にも虚偽の報告・答弁をしていたことが明らかになりました。あってはならないことです。全国でも個人情報の不適切な管理や漏洩事案等が多々発生していることが度々報道されています。政府はデジタル庁の要はマイナンバーカードの普及だと、カード申請や保険証・銀行口座のひも付でひとり2万円のポイントなど、多額の税金をつぎ込み誘導策を行っていますが、個人情報がほんとに守られるのか、市民のマイナンバーカードに対する不安や抵抗感はぬぐえません。自己情報コントロール権は憲法13条に保障されています。国民に対し強制的にカードを持たせることはできません。市として、マイナンバーはじめ個人情報の取扱いに万全を期すと同時に、制度に反対し、カードの無理やりな普及策を取らないよう求めます。

次に、摂津市が自衛隊の求めに応じて、本人にも知らせず、若者の名簿を提出している問題です。

摂津市は市民の個人情報を保護し、若者の名簿を自衛隊に提出することを即刻やめるよう強く求めます。個人情報を出さないでほしいという市民に除外申請の制度をつくる自治体が増えてきました。摂津市は除外申請の制度をつくる考えはないと言ってきましたが、今後は市の個人情報保護審議会に諮られるとのことです。除外申請制度をつくるのであれば、ホームページに載せるだけでなく、一人一人に自衛隊に名簿を提供する対象者になっていることを知らせ、除外申請用紙を送付することを求めておきます。

自衛隊は現在、安保法制により、米国の戦争に参戦、武力行使することが可能になっていますが、岸田政権はさらに、敵基地攻撃能力の保有など新たな大軍拡・憲法破壊を進めようとしています。名簿提供は、若者を戦場に駆り出すことにつながります。摂津市は、憲法を守り、平和都市宣言をしている自治体として、自衛隊への名簿提供をやめることを、最後に要望して、反対討論とします。